

別 表

## 江差港マリーナ利用料金表

### ① 町内使用料

(単位：円)

施 設 区 分		単 位	年 額	月 額	日 額 (1回)	宿泊 (1泊) 15:00~翌11:00
係留・上架施設	浮桟橋・物揚場	1隻・揚降1回	48,400	9,630	1,670	-
	固定桟橋		25,770	5,020	1,150	-
	ヨットリフター		32,260	6,490	1,360	-
陸上施設	ポートヤード	5m未満	30,800	6,200	1,150	-
		5m以上	61,600	12,300	2,300	-
	駐車場	1台	3,000	-	-	-
屋内施設	艇庫	5m未満	64,530	12,880	-	-
		5m以上	129,060	25,770	-	-
	シャワー室	1人	-	-	200	200
	食堂・休憩室	1人	-	-	520 (1時間)	2,930

### ② 町外使用料

(単位：円)

施 設 区 分		単 位	年 額	月 額	日 額 (1回)	宿泊 (1泊) 15:00~翌11:00
係留・上架施設	浮桟橋・物揚場	1隻・揚降1回	62,920	12,510	2,170	-
	固定桟橋		33,500	6,520	1,490	-
	ヨットリフター		41,930	8,430	1,760	-
陸上施設	ポートヤード	5m未満	40,040	8,060	1,490	-
		5m以上	80,080	15,990	2,990	-
	駐車場	1台	3,900	-	-	-
屋内施設	艇庫	5m未満	83,880	16,740	-	-
		5m以上	167,770	33,500	-	-
	シャワー室	1人	-	-	260	200
	食堂・休憩室	1人	-	-	670 (1時間)	2,930

<備考>

- 暖房を使用している期間の各施設料金は、3割増しとする。
- 陸上施設で使用する水道使用料は、1時間当たり500円とする。
- 江差町以外の者の料金は3割増しとし、更に営利を目的とする使用についての料金は、町内業者は5割増し、町外業者は6割増しとする。ただし、第3条第3号で使用する屋内施設の使用料について適用しない。
- ポートヤードの長さ及び幅の基準は、長さ5mまたは5m×2区画、幅は2.5mとし、船台、推進器等を含む実測とし、長さ及び幅が基準を超える場合は、その割合により割り増し料金を徴収するものとする。
- 平成15年度から引き続き年額で使用するものに限り、平成16年度の料金が平成15年度に比べて1.15倍を超える場合は上記別表に関わらず1.15倍の額とし、以後同様に上記別表に定める料金に達するまで1年度当たりの料金の増加額は前年度に比べて1.15倍以内とする。  
(但し、浮桟橋、物揚場、固定桟橋、ポートヤード、艇庫に限るものとし、備考4に定める実測により5m未満から5m以上に変更となった場合は、5m以上の艇の例により適用する。)